

## 厚生労働大臣が定める掲示事項

**1. 当クリニックは、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です**

### **2. 指定医療機関について**

結核指定医療機関

被爆者一般疾病指定医療機関

生活保護法等による指定医療機関

指定自立支援医療機関（更生医療）

難病指定医療機関

### **3. 施設基準に係る届出について**

次の施設基準について、関東信越厚生局に届出し、その基準に従って診療を行っています。

人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1）

透析液水質確保加算

慢性維持透析濾過加算

下肢末梢動脈疾患指導管理加算

### **4. 明細書発行体制等加算**

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されているものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## **5. 医療情報取得加算**

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しております。  
受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診察を行います。

## **6. 一般名処方加算**

後発医薬品がある薬剤について、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。この場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を十分に説明いたします。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

## **7. 長期収載品の処方に係る選定療養について**

後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬剤で、先発医薬品の処方を希望される場合は、後発医薬品との差額の4分の1相当を「特別の料金」として、薬局でお支払いいただきます。医療上の必要があると認められる場合等は、特別な料金は要りません。